

法 文 第 26 号
令和 7 年 6 月 9 日

各宗教法人代表役員 様

富山県経営管理部法務文書課長

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和 4 年 6 月 17 日、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が公布され、また、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）によって、別紙のとおり宗教法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されました。

ついては、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

なお、県内各教務所等におかれましては、改正法の施行について、貴庁（宗派、教団）の県内に所在する宗教法人に対して御周知くださるよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 改正法の施行により、法第 22 条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第 3 号の規定が「禁錮」から「拘禁刑」に改められること。
- 2 改正法の施行後は、現在の禁錮以上の刑に処せられた者と同様に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者については、宗教法人の責任役員等となることができないこと。また、責任役員等への就任後に拘禁刑以上の刑に処せられれば、その資格を失うことになり、当然退任することになること。
- 3 宗教法人の規則において、法第 22 条と同様の規定を設けている場合は、本改正に伴い、今後の規則変更の機会等に合わせて当該規定を上記 1 のように改めることを検討いただきたいこと。

(連絡先) 法規係

T E L 076-444-3150 (直通)

F A X 076-444-3475